る年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「準用する施行規則第八十三条の五第四号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第四号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「同号イ」とあるのは「同号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イ」と、同表二の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表三の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。)又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは「平成二十一年」と、同表四の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表五の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表六の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における特定負担限度額告示の規定により定める額を超えるときは、特定負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。

○国土交通省告示第七百十六号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百三号）の施行に伴い、及び首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条の規定に基づき、平成十七年九月二十二日国土交通省告示第千十六号（近郊緑地保全区域を指定する件）及び平成十八年十二月二十八日国土交通省告示第千五百四十号（近郊緑地保全区域を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年七月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

次に掲げる告示の規定中「国土計画局」を削る。

一　平成十七年九月二十二日国土交通省告示第千十六号（近郊緑地保全区域を指定する件）

二　平成十八年十二月二十八日国土交通省告示第千五百四十号（近郊緑地保全区域を指定する件）

○国土交通省告示第七百十七号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百三号）の施行に伴い、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

別添四十一別紙三―一―2・及び別添四十一別紙三―二―2・中「国土交通省自動車交通局技術安全部環境課」を「国土交通省自動車局環境政策課」に改める。

（自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示の一部改正）

第二条　自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示（平成十六年国土交通省告示第千六百号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国土交通省自動車交通局」を「国土交通省自動車局」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一下地島空港事務所の項中「下地島空港事務所」を「下地島空港出張所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

表下地島空港事務所の項を削り、表奄美空港出張所の項の次に次のように加える。

下地島空港出張所	8時から19時30分まで

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、五九六円(本体一、五二〇円)　本号一部　一三六円(本体一三〇円)　(配送料別)